

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年12月11日（火）午前9時57分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君	松枝正浩君	川窪幸治君
愛甲信雄君	植山利博君	宮内博君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	山口昌樹君	保健福祉政策課長	茶圓一智君
長寿・障害福祉課長	池田宏幸君	保険年金課長	末原トシ子君
健康増進課長	林康治君	すこやか保健センター所長	島木真利子君
保健福祉政策課主幹	種子島進矢君	長寿・障害福祉課主幹	福永義二君
保険年金課主幹	松元政和君	長寿・障害福祉課主幹	宮田久志君
健康増進課G長	中村真理子君	保健福祉政策課アドバイザー	野村譲次君
長寿・障害福祉課アドバイザー	秋丸健一郎君	長寿・障害福祉課アドバイザー	白鳥竜也君
保健福祉政策課主任主事	姫野貴之君		
教育部長	中馬吉和君	教育総務課長	本村成明君
社会教育課長	西潤一君	教育総務課主幹	新門勝利君
社会教育課主幹	三好健一君	溝辺総合支所長	齋藤修君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

伊藤レイ子君	岩元昭雄君	茅野和子君
城戸義郎君	平良行雄君	高橋昭治君
中山恭子君	八ヶ代加津子君	八ヶ代亘君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）

議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）

議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）

議案第 108 号 指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）

議案第 109 号 指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）

議案第 110 号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）

議案第 111 号 指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）

議案第 112 号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）

陳情第 5 号 75 歳以上の医療費負担の原則 2 割化に反対する陳情

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9 時 5 7 分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る 12 月 4 日に本委員会に付託されました議案 8 件と陳情 1 件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。さっそく審査に入ります。

△ 議案第 105 号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）

○委員長（平原志保君）

まず、議案第 105 号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

議案第 105 号指定管理者の指定について、議案書の 20 ページをお開きください。この議案は、社会教育法に基づき設置している公民館のうち、霧島市溝辺崎森地区公民館について、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営を目的とし、西原地区自治公民館を指定管理者として指定するものでございます。詳細につきましては、社会教育課長がご説明いたしますので、御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（西 潤一君）

社会教育課に関する議案第 105 号、指定管理者の指定について、議案書の 20 ページでございます。霧島市溝辺崎森地区公民館は、地域に根ざした施設であり、当該地域住民で構成する西原地区自治公民館が管理運営を行うことにより、地域住民がより使いやすい施設となり、文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理が図られるものであります。また、施設の効用を最大限発揮できることから、指定管理の方法を直接指定として、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 5 年間、同自治公民館を指定管理者に指定しようとするものでございます。以上で、議案第 105 号の説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

それぞれ部長、課長に説明いただいたわけですが、2019年、来年の4月1日から2024年3月31日まで指定管理をするということですが、これは2期目になりますか、3期目になりますか。初めてではないですよ。

○社会教育課長（西 潤一君）

崎森公民館の指定管理としては、初めてです。

○委員（前川原正人君）

今までがどこの公民館も、いわゆる条例公民館ですよ。条例公民館は直接指定というのが今までの流れだったと思うのですが、崎森地区が今回からということの理由は何だったのか、お聴きしておきます。

○社会教育課長（西 潤一君）

ただいまの御質問につきましては、平成28年度に集中改革プランに係る地区公民館の管理運営の在り方についてということで、条例公民館のうちの地区公民館を地区の管理に移そうということで審議を行ってまいりました。その中で条例公民館をもっと使いやすくできないかという地域の声を受けて、このように方向性を決めたわけですが、平成30年3月5日に崎森地区公民館と協議を致しまして、そういうことであれば早く使い勝手のいい指定管理にしてほしいという地域の要望を受けて今日に至ったということです。

○委員（前川原正人君）

私も初めて、議案として出てきたわけですが、これまでの条例公民館の位置付けというのは、公民館が指定管理する前は浄化槽の経費や維持補修費とか、それぞれのやり方で補助金を要望して維持管理をするとか、様々な手立てというか下支えの準備ができていたわけですが、その辺についてはどのような扱いになっていくのかですね。同じだろうと思いますがお聴きしておきます。

○社会教育課長（西 潤一君）

市と地区の費用負担をしております、まず市が浄化槽と防火に関する設備費を負担するということであり、地区のほうはガス代、電気代等を含めて需要費を負担するということになっています。

○委員（前川原正人君）

そうしますとある意味、公民館の負担軽減という点では、ガス、電気、水道というのは基本料金があり、使った分だけを負担をするということになりますけれども、浄化槽の負担というのが大きな要因として公民館の重荷になっているというのがありますが、今回の指定管理によってどれくらいの軽減というか、直接指定することで公民館の負担軽減になるのかシミュレーションがあればお示しいただきたい。

○社会教育課長（西 潤一君）

シミュレーションというように正確ではございませんけれども、委員がおっしゃるように浄化槽とか消防に係る経費というのはかなりウエイトを占めている部分であります。ただし、今までもその管理の上で、職員等が現地に出向いて修理箇所を確認したりしておりますので、その辺を地区が管理するということになりまして、目に見えない人件費等が浮いてくるのではないかと期

待しているところです。

○委員（仮屋国治君）

溝辺地区の特性がちょっと理解できないんですが、施設名と指定管理者名の字が違うところは何か特殊な事情がありましたら御説明いただきたい。

○社会教育課長（西 潤一君）

崎森地区公民館の構成につきましては、崎森地区公民館の中に西原地区自治公民館、それと十三塚地区自治公民館、桑坂地区自治公民館等々ありますけれども、この中で西原地区自治公民館だけが館を持っておりません。その他はそれぞれ館を持っておられますので、自分のところの館を使用されているんですけども、西原地区自治会だけが、崎森地区公民館を使用されているということで今回、指定管理にしようとするものであります。

○委員（仮屋国治君）

そしたら西原地区公民館にすればよかったと単純に考えるんですが、いかがですか。

○社会教育課長（西 潤一君）

主にということでございまして、専用使用ではございませんので、地区名はそのまま残しているところです。

○委員（池田 守君）

確認の意味で建築年度が昭和56年度になっていますけれども、建築基準法が厳しくなった年なんですけど、新建築基準法に基づいて造られたのか、それとも耐震の必要があるのか、そこをちょっと確認させてください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

崎森地区公民館につきましては、昭和56年の建築年度ということで耐震基準が改正後に建設がされておりますので耐震工事は必要ないということです。

○委員（前川原正人君）

建築年度が昭和56年ということで37年経過をしているんですね。老朽化が進んでいくということとは否めないということになるんですが、例えば老朽化が進んだ、壁が剥がれた、様々施設に支障が出たという場合の負担割合というのはいわゆる市が60%を負担するという今までの流れと同じですか。

○社会教育課長（西 潤一君）

軽微な補修については、地元でやっていただきますけれども大掛かりな整備につきましては市のほうで負担をするということです。

○委員（前川原正人君）

今までの流れというのは、指定管理の一つのやり方として民間とはまた違う部分が、これは公共性があるわけですけども、要は10万円未満については軽微なものとし、それを一つの基準として10万円を超えた場合は行政のほうで、面倒をみますよという流れだったんですね。そういう点から見たときに、そういうことで理解をしてよろしいんですかという意味です。

○社会教育課長（西 潤一君）

ただいまの基準に則った形で運営していきたいというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

平成29年度をベースに管理経費の縮減の程度をお示しいただけますか。

○社会教育課長（西 潤一君）

平成29年度の光熱費でございますけれども、これにつきましては平成29年度11万1,451円、平成28年度が9万2,613円、平成27年度が9万7,694円ということで、若干増加傾向にありますけれども3年間の平均と致しまして10万586円となっております。その他の手数料、浄化槽法定検査費がこれは毎年変わらず6,000円ということでございます。委託料の浄化槽保守点検が3年間変わらず8万2,080円、消防設備保守点検費が若干変わります。平成27年度2万6,509円、平成28年度2万3,400円、平成29年度1万6,200円ということで、若干、減少しております。3年平均で2万2,036円となっております。

○社会教育課長（西 潤一君）

失礼しました。負担額としましては、平均で11万116円でございます。

○教育総務課長（本村成明君）

数字は、今、社会教育課長からありましたとおりですが、地元負担が今申し上げた数字の平均の電気代、水道代の3か年平均、約10万円が市の負担からはコストダウンになるということであります。

○委員外議員（植山利博君）

確認をさせてください。この公民館は条例公民館ようですので、社会教育主事が設置されていると思うんですけれどもその確認をさせてください。

○社会教育課長（西 潤一君）

本公民館につきましては、公民館主事は配置しておりません。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第105号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時14分」

「再 開 午前10時17分」

- △ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）
- △ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）
- △ 議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）
- △ 議案第110号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の指定管理者の指定に関する議案7

件について、審査を行います。この7件の進め方ですが、保健福祉部長の一括説明のあと、会次第のとおり、まずは、長寿・障害福祉課関係の議案第107号から110号の4件について審査を行います。この4件の審査が終わりましたら、執行部の入れ替えがあり、次は、健康増進課関係の議案第111号の審査を行い、再度、執行部の入れ替えがあったあと、最後に、保健福祉政策課関係の議案第106号及び112号について審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出していますのは、指定管理者の指定に関する議案7件です。それでは、それぞれの議案に関する提案理由を説明いたします。議案第106号から第112号の指定管理者の指定についての各議案につきましては、国分総合福祉センター外10施設が、平成30年度末をもって指定管理期間が満了するため、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の各施設の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

議案第107号から議案第110号までの指定管理者の指定について、一括して説明します。この4議案は、長寿・障害福祉課、福山総合支所市民生活課が所管する施設について、指定管理者を指定しようとするものです。まず、議案第107号の霧島市牧之原老人憩の家につきましては、現在、霧島市社会福祉協議会の福山支所が設置されていることや、当該施設の設置目的である高齢者の健康の増進等を図るうえでも、福山地区の高齢者福祉の拠点として活用するため、引き続き同協議会を指定しようとするものです。次に、議案第108号の霧島市国分障害者福祉作業所につきましては、特定非営利活動法人コスモス園を、議案第109号の霧島市隼人障害者福祉作業所につきましては、特定非営利活動法人隼人障害者福祉作業所を、議案第110号の霧島市障害者福祉作業所わかばにつきましては、特定非営利活動団体隼人わかば会を指定管理者にそれぞれ指定し、引き続き障がい者等とその家族の方々が、いきいきとした日常生活が送れるように、その能力に応じて社会性適応訓練や生活指導と社会福祉の普及・啓発など、障がい者等のニーズを反映した管理運営を継続しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、議案第107号から110号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

議案第107号ですが、老人憩の家の平成29年度の年間利用者が1,004名、使用料無料ということになっていますけれど、中身的なものは、目的は健康増進ということですが、老人憩の家の役割というものを具体的な活動等もお示しいただけたらと思います。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

この福山老人憩の家につきましては、昭和49年に建設されました鉄骨鉄筋コンクリート平屋建ての建物でございます。現在は先ほど御説明しましたとおり社会福祉法人霧島市社会福祉協議会

の福山支所,それから牧之原地区を中心に致しまして高齢者の方々の自主的なサロンの場として活用されておりますほか,福山地区のふれあいバス等の起終点になっておりますので,そういう待合所的な役割を含めたそういう寄り合いの場といいますか,そういう茶話会や健康体操の場になるような活用が主なところでございます。

○委員（徳田修和君）

理解しました。建築年度昭和49年度ということで今回5年間の指定がされるわけですがけれども,年数もかなり経っていますしここからの5年間,今おっしゃったように自主的なサロン等,ここの施設ではなくても代用でいろんな会議室,談話室等のできる活動なのかなという感じはしたんですけども,ここから5年間ここの施設でやっていかれるということですがけれども,この建て替えだったり廃止だったりはなく5年間はする計画だよという意味だと理解すればよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

5年間継続するかということにつきましては,庁内の公共施設のマネジメントの推進本部の協議もございますので,現時点では私どもとしては引き続きということでございますけれども,全体の協議の中で変更する場合も出てこようかと思えます。

○委員（前川原正人君）

議案第107号の関係でお聴きをしておきたいと思いますが,今回指定管理者を福祉法人霧島社会福祉協議会ということで5年間お願いをするということなんですけれども,現在,社会福祉協議会が抱えている指定管理の施設というのは全体で幾つあるのか,お聴きをしておきたいと思えます。

○保健福祉政策課長（茶圓一智君）

国分総合福祉センター,隼人総合福祉センター,溝辺ふれあい温泉センター,横川健康温泉センター,霧島温泉健康増進交流センター,霧島保健福祉センター,牧之原老人憩の家,障害者福祉作業所あいご園,〔「廃止」と言う声あり〕あいご園は廃止しています。老人給食センターが,今年度末までありますけれども,議案第100号で隼人総合福祉センターと一体とするということになりますので,ここは今年度末で終了ということですので7か所です。

○委員（前川原正人君）

社会福祉協議会が,こういう施設といいますか高齢者の部分やレクリエーション施設ということで役割を担っていただいているわけですがけれども,先ほど池田課長もおっしゃるように,この施設というのは高齢者の憩いの場であって,レクリエーションや教養を向上させるということでおっしゃったんですけども,先日訪問したときに一部ですけどエアコンが効かないということがあると。その利用者からは,今年の暑さや冬は寒くなっていくであろうということでお話を伺った経過があるんですが,その辺の対応策についてはどういうふうに今後,考えていらっしゃるのか。今のままではやはりよくないと思えますが,そこについてのお考えをお聴かせいただければと思えます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

牧之原老人憩の家につきましては,今エアコンの話が出ましたけれども照明器具のLED化の

改修をするなど、適時、社会福祉協議会と協議をしながら必要な予算化をお願いいたしまして予算の範囲内で対応しているところでございます。今後もそういう形で適切に管理をしてまいりたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

やはり老朽化が進んでいるということは否めない事実があるんですが、要は老朽化の部分については経年劣化がありますので、そこは誰にも責任はないわけでそれに対応するということが求められると思います。そこで維持管理費の経費、これが大体年間どれぐらいの金額で推移しているのかお知らせいただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（宮田久志君）

老人憩の家につきましては、社協のほうに、平成29年度でいきますと141万1,000円の委託料をお支払いしております。その中で事業費、維持管理についても対応していただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

この141万円というのが多いのか少ないのかというのは議論の幅が広いと思うんですが、実際に昭和49年に建てられてもう既に今年で44年経過をしているわけですね。先ほど池田課長がおっしゃるように公共施設マネジメント計画のほうでどうなるのかということは、今後、庁内の中で議論されていくと思うんですが、正に高齢者に対しての健康増進を提供する場であるならばもう少し、一つの基準はあるでしょうけれども、予算の若干の増額とか、その場その場に応じた対応策というのが必要だと思うんですが、その辺についてどうお考えなのかお聴きをおきたい。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

主幹のほうから平成29年度の委託料について御説明申し上げますけれども、当然ながら当初予算要求の際に前年度中に発生しております、修理等で緊急やむを得ないと思われるもの等につきましては財政課に予算要求を致しまして、修繕するための予算を手配していただくというようなことも適宜いたしておりますので、平成29年度がそういうような予算額であったというふうに御理解いただければと思います。

○委員（仮屋国治君）

議案第108号から第110号、障害者の作業所ということですがけれども、就労能力の程度でいくと順番的には108号、109号、110号の順番でよろしいですかね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

障害には区分がございます。今は障がい者ということで全てまとめているわけですがけれども、まずコスモス園につきましては主に知的障害の方々が仕事をされております。それから隼人の作業所につきましては身体障害の方々が作業をされておまして、わかばにつきましては精神障害の方が作業をされておりますので、障害者作業所という一つの表現ですがけれども専門性が少し違うということでもあります。

○委員（仮屋国治君）

過去の指定管理をやった中で、それぞれの事業の改善を図るために今度の締結をする際に取り組まれたことが何かありますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

この三つの作業所につきましては、指定管理制度が始まる前からそれぞれ、今と同様の形態で市が持っている作業所でそれぞれの団体に行っていたという経緯がございまして今のところ特段、運営上大きな問題は生じていないところでございますので、継続して今までのとおりやっていたきたいと考えているところであります。

○委員（前川原正人君）

議案第108号、第109号、第110号に共通する問題でありますけれども、それぞれの維持管理費はどういうふうになっているか、一方、障がい者の皆さん方から利用料ということで取ることができるわけですが、それについてはどのような金額になっているのか。それぞれの所得とか世帯の状況で当然違うわけですが、その辺をお示しいただければと思います。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

まずは、維持管理費について、今回の108号から110号にかけての指定管理制度については、維持費についての委託料はゼロということをお願いをしています。と申しますのも、それぞれの事業所が障害福祉サービスに則ったB型事業所の指定を受けています。B型事業所としての指定の中で自立支援給付費を受けとれるような制度となっていることから、その中から維持管理経費として捻出している形になります。ただし先ほど来、建物の経年劣化という議論がございまして、今年度までの指定管理の中では1回の修理費が5万円を超える場合は、霧島市のほうで新たに予算を見つけましょと、それ以外の軽微な建物修繕等についてはそれぞれの事業所でやってほしいということをもた別途契約をしていたところでございます。利用者負担につきましては、これも自立支援給付費の制度の中で委員からの御指摘があったとおり所得に応じて負担が決まっています。もちろん負担をされる方もいらっしゃいますが、ほとんどの方が工賃と、障害の程度によっては障害基礎年金の受給者ということになりまして、非課税の場合がほとんどです。なので、負担金はないとお考えいただいて結構です。ただし、給食等を出している場合は実費負担が発生しますので、そちらはお支払いになっている可能性があるということは付け加えておきます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今、主幹が御説明申し上げましたことは障害福祉サービスの中での利用者負担でございまして、その建物の使用に対する負担金ではございませんのでそのところは御理解いただきたいと思います。

○委員（池田 守君）

議案第108号、第109号、第110号までの施設のそれぞれの現在の利用者の数と主な作業内容についてちょっと教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

議案第108号、国分障害者福祉作業所、いわゆるコスモス園の利用者数が今年11月1日現在13名となっております。平均利用人数も13名ということです。ちなみに平均年齢が38歳です。主な作業内容ですが水道部品の検査組立及び菓子箱の組立となっております。109号の隼人障害者福祉作業所は23名が利用者数となっております。平均利用は19名です。平均年齢が51歳。主な作業

内容としては水道配管資材の検査組立となっております。最後にわかばですが、利用契約が30名で1日平均利用は23名、平均年齢が40歳となっております。主な作業内容としてはお弁当及びリサイクルとなっているようです。それから施設外就労といったものもこちらの事業所では取り組まれております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第107号から110号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時43分」

△ 議案第111号 指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第111号について、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（林 康治君）

議案第111号について説明します。本議案は、霧島保健福祉センターに関する指定管理者を指定するもので、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会におきまして、市民に対する健康増進や福祉サービスの事業など様々な事業が展開され、また安全で安心な施設の維持管理に努めてきているところです。今回、引き続き同協議会を指定管理者として指定することにより、当該施設の設置目的である住民の健康づくりの推進と地域保健活動の育成及び福祉の拠点としての役割が発揮できると思われることから、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間、引き続き、同協議会に指定管理者の指定をしたいと考えています。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま議案第111号について執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

霧島保健福祉センターの指定管理ということで、社会福祉協議会にお願いをするということなんですけれども、この維持管理費はどのような状況なのかお示しいただけますか。

○健康増進課長（林 康治君）

平成30年度当初予算の業務委託料311万2,000円でございます。その内訳を申し上げます。消耗品費10万円、光熱水費115万6,000円、修繕料10万円、通信運搬費13万4,000円、賃借料2万4,000円、教養娯楽費1万5,000円、業務委託費これは機械警備とか清掃など施設内のもろもろの委託に係る経費ですがこれが141万1,000円、手数料1万3,000円、使用料4万8,000円、租税公課費11万1,000円、合計311万2,000円の業務委託料でございます。

○委員（前川原正人君）

36ページの中で、年間利用者、そして年間使用料ということで、平成29年度の実績があがっているわけですが、これは年々どういう状況になってきたのかお示しいたできますか。全部でなくていいです。

○健康増進課長（林 康治君）

利用者数ですが、資料があります。平成26年度からの利用者実績を申し上げます。平成26年度が1万8,957人、平成27年度2万1,338人、平成28年度1万9,392人、平成29年度1万3,999人ということで、平成28年度と比べますと、5,393人の減少となっている状況ではございます。主な利用団体としましては、地元の健康体操、エアロビクス、踊り、食育研究会など、そのほかに老人クラブや健康運動普及推進員会、食生活改善推進協議会、子育て関係などの団体が使用されている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

平成26年度からの実績を報告いただいたわけですが、その時々で増減をするというのは当たり前のことですが、平成27年度からすると大分減っているわけですよ。これはどういう状況とどうか分析をされているのか、それぞれ指定管理をするというのは大枠としては地域への健康づくりや様々な一つの拠点というのは分かるんですが、際立った何か原因というのがあるんでしょうかね。

○健康増進課健康増進グループ長（中村真理子君）

平成26年度から平成28年度までは、1万8,000人から2万1,000人くらいの利用者数ですが、平成29年度が1万3,999人という形で、平成28年度に比べて極端に減っているのではないかというような御質問だと思います。この減った原因としましては、平成28年度までは介護予防の地域支援事業の一次予防事業である元気まなび高齢者通所介護予防事業及び二次予防事業である元気アップ高齢者通所介護予防事業を、霧島保健福祉センターのほうで実施しておりました。平成29年度からは、地域の広場事業のほうに事業内容が移行しまして自治公民館単位で実施することになったことが主な要因と考えられます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、これで、議案第111号に対する質疑を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時52分」

「再開 午前10時53分」

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）

△ 議案第112号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市

横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター)

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第106号及び112号について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉政策課長（茶圓一智君）

議案第106号及び112号の指定管理者の指定について、一括して説明します。この2議案は、保健福祉部関係各課が所管する5施設について、指定管理者を指定しようとするものです。議案第106号において、国分総合福祉センター（保健福祉政策課所管）及び隼人総合福祉センター（隼人市民福祉課所管）、議案第112号において、溝辺ふれあい温泉センター（溝辺総合支所市民生活課所管）、横川健康温泉センター（横川総合支所市民生活課所管）及び霧島温泉健康増進交流センター（霧島総合支所市民生活課所管）の指定管理者を指定しようとするものです。なお、議案第100号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてで議決を頂きましたので、今回から隼人総合福祉センター内に設置されている隼人老人給食センターについても、一体的に指定管理の指定を行います。これらの施設は全て、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会が指定管理者として、施設等の管理や、子育て支援や高齢者等を対象とする福祉増進に関する各種福祉事業を展開しており、引き続き同社会福祉協議会を指定することにより、各種福祉サービスの充実が見込まれることから、指定管理者に指定しようとするものです。指定の期間はいずれも2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間としています。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第106号及び議案第112号について、それぞれ維持管理費が幾らぐらい支出をされているか、お聴きをしておきたいと思います。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

維持管理経費をそれぞれの施設ごとに平成29年度分を申し上げます。国分総合福祉センター66万9,682円、隼人総合福祉センターは平成29年度の修繕費は決算上ありません。溝辺ふれあい温泉センター81万5,378円、横川健康温泉センター91万4,958円、霧島温泉健康増進交流センター108万4,272円です。

○委員（前川原正人君）

議案第112号の中で、受託総金額で1億1,853万6,000円ということで、これは全体で7施設を全部ひっくるめて、この金額という理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

実際の数字で申し上げますと1億1,853万5,601円になりますけれども、こちらのほうが平成29年度の指定管理料の決算額でございます。先ほど課長が申し上げました国分、隼人、溝辺、横川、霧島、霧島保健福祉センター、牧之原老人憩の家、こちらのほうの施設を含めた決算額にな

っております。

○委員（仮屋国治君）

議案第112号、3温泉施設があるんですが、溝辺が突出して5万4,000人と年間利用者数が多いようなんですけれども、どのように捉えていらっしゃるかお示してください。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

この分析が正しいかどうか分かりませんが、比較で申し上げますと溝辺5万4,225人、横川2万1,062人、霧島2万189人ということで突出しているということです。溝辺は温泉が近くにないということでこの溝辺ふれあいセンターのほうを利用いただいているのではないかなと。横川とか霧島については近くに温泉施設があるからこのような数字になっているのではないかなというふうに考えているところです。

○委員（前川原正人君）

今、議論をしている議案第106号及び112号の関係ですが、社会福祉協議会というのはある意味、公的機関が責任を負うんですよと。これまでは直営でやっていたものを、経費の削減や様々な理由によって社会福祉協議会にお願いするという、そういう方向での指定管理制度が自治法上できたわけですが、これが例えば、最初に指定管理を導入するときには、基準を一つ設けましたよね。人件費については、直営当時の95%ですよ。そして、人件費については一人200万円程度を収入の一つの指針としなさいと、光熱水費等も過去3年間の実績に基づいた直近のデータで挙げていただきたいということで、それぞれのセクションで、一つのルールを決めて指定管理をしたという経緯があるんですけれども、実際に光熱水費が上がり、運搬料も上がり、それぞれの経費が上がってきたわけですが、その分については、今回のこの指定管理料の中にはしっかり反映されているという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

今回につきましても、平成31年度から35年度までということで、それぞれの見積りを頂きまして、債務負担行為ということで上げさせていただいておりますけれども、今前川原委員がおっしゃいましたように人件費につきましても社会福祉協議会のほうから見積りを頂いた、この施設については、この人数が必要であってこの人件費部分が実績ですよという部分を頂いております、それを、例えばですけども市の賃金に基づいて算定をし、市のほうで落とすというようなことではなくて適正な見積りに対する査定をさせていただいて、この金額を上げさせていただいているというふうに考えております。ただ、維持管理の修繕料等については、最初の算定では10万円しかみておりませんが、今後施設が老朽化して古い部分もございまして、これについてはあがってきたものについては、5万円以上は市のほうでみるとか、そのようなルールに基づいて適正にしているところがございます。「[予算上では]」という声あり]今予算でと申し上げましたけれども債務負担行為ということで限度額ということで指定管理者との協定で定める管理費用ということで平成30年のから平成35年度までの5年間ということで補正をあげさせていただいております。

○委員（前川原正人君）

今、おっしゃるように一つのルールとして5年間のルールを決めるわけですよ。しかし経済

状況が動向によっては、当然、金額的な変更というのも上下することは当然あり得るわけで、そういうときに5年間のルールの中で、双方甲乙で協定を組んで、その場合にはちゃんとしっかり協議をして決めていくんだという条項になっていると思うんですよ。だから経済情勢がどう変わるのかというのは誰にも予測できない部分も当然あるんですが、そういったことになったときにどうするのかということが、今そこで働いている人たちが賃金も下がったのでちょっと下げましようねというふうになるのか、その辺が行政の部分と指定管理に出した社会福祉協議会の見解の違いで扱いがやはり違ってくると思うんですね。行政は今おっしゃるようにこれだけの金額で、この何年間で、この枠でやってくださいというのは分かるんです。あとは社会福祉協議会の胸三寸の部分もあるわけです。その辺についてどうするのかというのは難しさがあると思いますが、行政としてどういう指導、どういう方向性を示すのかということが問われてくると思うのですね。そういうことが発生したときの対応策というのはどうするのかということをお聞きをしておきたいと思います。

○保健福祉政策課長（茶圓一智君）

今、種子島主幹も説明したんですけれども、この年度につきましては金額を決めておりませんで、年度ごとの協定で支払うようにしております。委員おっしゃるとおり当然、人件費が上がってくれば社会福祉協議会の見積書で算定しておりますので、その辺は反映されていると思います。それと支払いのほうも年間3か月ごとに4回でお支払いするんですけれども、最後に、例えば、消費税が上がったり、燃料費が高騰したり経費が掛かった場合には、最後で清算を致しまして、その分は追加でお支払いするというような形をとっておりますので、社会福祉協議会のほうが赤字と言いましょうか、そういうことにはならないということにはなっております。

○委員長（平原志保君）

ここで、委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

今回、三つの温泉施設センターが指定管理ということなんですけれども、今までの運営方法の改善というか、例えば、今休日になっているお正月とかを開けるとか、そういう話というのは今回指定管理を引き続きやることになるところで話などは出ているんでしょうか。改善してほしいという要望がよく出るんですけれども、そのような話は出ていますか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

年度ごとに指定管理者のほうから指定管理施設の状況ということで、実績報告を市のほうにいただいております。その中で霧島温泉健康増進交流センターでありましたら、例えば、苦情で21時までなんだけれど20時40分に来られたお客さんに入浴を断ってしまって、そういう苦情がありましたというような部分については、市のほうでそういう部分についても報告を頂いております。今委員のほうがおっしゃられた、営業の日を拡大してくださいというような部分については、特に報告等は市のほうには上ってはきていないところであります。

○委員（平原志保君）

私が多く受けるのが、やはりお盆とお正月のときに開けてほしいということを毎回言われるんですけれども、この指定管理を新たに指定するときに、そういった条件等のところなんかもきち

んとお話をしていただければなど、要望しておきます。

○委員長（宮田竜二君）

ここで、委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第106号及び112号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時13分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査についてですが、いかがいたしましょうか。

○委員（徳田修和君）

閉会中、できればやりたいですけれど、一応情報としましては、広報広聴常任委員会のほうが、2月の5、6、7日ぐらいで行政視察を予定しておりまして、その後すぐ開会していくのかなと思うんですけれど、日程が調整ができるかどうか不安ですけれど、やるとしたら、今回資料として頂いている事務事業事前評価表で、新規事業の評価表を頂いているんですけれど、その中で保育所等におけるICT化推進事業の評価が出ているので、今後、そういうICT化であったり、働き方の改革であったり、保育士さんの確保というような部分で、一度こういうところをやってもいいのかなという思いはあるんですが、ただその日程的なのが、調整がつくかどうかは分からないですけれど。

○委員長（平原志保君）

このICT化、新規事業で入ってきていますけれども、具体的に調査というのはどういうことをお知りになりたいのですか。しばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時16分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引続き再開いたします。閉会中の案を出していただいたんですけれども、ちょっと日程的に厳しいのかなということで、一応、今回は見送らせていただき、ただ、資料等頂いているものもありますので、そちらのほう、私個人にきたものですが、お配りいたします。まず、それで勉強していただいて、また機会をみて、やれたらやりたいかなと思っております。では閉

会中の所管事務調査は無いということでお願いします。

△ その他

○委員長（平原志保君）

その他のほうに移ります。その他は何かございますか。また最後にもう一回しますけれども、今のところなしということで、以上で終わります。休憩いたします。

「休 憩 午前 1 1 時 2 2 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

△ 陳情第5号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情について、審査を行います。本日は、陳情者である霧島市社会保障推進協議会の方々が出席されています。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ、御了承ください。それでは、陳情者から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（伊藤レイ子君）

今日はお忙しい中、時間を取っていただきましてありがとうございます。陳情に関しては、県からの平良さんに来ていただきましたので、平良さんのほうから説明させていただきます。

○陳情者（平良行雄君）

本日はありがとうございます。私は、鹿児島県社会保障推進協議会の事務局を担当しております平良と申します。本日は私どもが、霧島市の社会保障推進協議会と協議して、県と霧島市のほうに陳情を行った次第であります。本日の陳情の中身につきまして、まずは御説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。陳情書の中身ですけれども、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情ということで出させていただきました。政府としては、来年から後期高齢者医療、75歳以上の医療費窓口負担を現行の1割から2割に引き上げる議論が、去る10月10日からスタートしていると聞き及んでおります。こうした中で、私どもとしましては、現在でも高齢者の方々の医療費負担が、保険料も含めてですけれどもかなり高く、病気になっても病院に掛かれないという方々が増えているという事実を鑑みまして、霧島市議会のほうでも政府のこういう引上げについては反対をしていただきたいという趣旨から願

いを差し上げた次第です。中身について申し上げますと、今、説明したように陳情の内容としては一つになります。75歳以上の医療費の窓口負担を2割にしないよう国に対して意見書を提出していただくことということです。参考に資料をお配りしておりますので、そちらのほうから御説明させていただきたいと思いますが、それに先立ちまして、私どもの調べによりますと昨年の2月の議会におきまして、同じ趣旨の意見書が採択されて、そして国に意見書が上がっていると思っております。これは、私ども社会保障推進協議会に加盟していらっしゃる県の保険医協会というところから霧島市に陳情が出された経過の中で御審議いただいて、意見書を採択していただいたという経緯がございます、それからいきますと、陳情の中身につきましては、もう既に御理解いただいているものだというふうに考えております。ですから、詳細につきましてはもう私のほうから申し上げることなく、委員の先生方のほうがより詳しく御理解いただいていると思いますが、私からは、昨年の状況と現在と、どのように高齢者の方々の生活が変わっているかということから幾つかの資料を探してまいりましたので、それを基本にお話させていただきたいと思っております。お手元にお配りしました参考資料を御覧いただきたいと思います。まず1ページのところに、「高齢世帯の四分の一が貧困状態『生活保護未満』」ということで、立命館大学の唐鎌教授が出した論文に基づいて1ページは説明がされておりますけれども、それによりますと、65歳以上の高齢者がいる世帯の貧困率は2016年時点で27.0%、厚生労働省の国民生活基礎の調査を基にしたデータですけれども、そういう状況が明らかになっております。さらに、高齢者世帯の貧困率は上昇しており、その背景について唐鎌教授は年金受給額の減少を指摘されているという状況にあります。その下の三つ目のセンテンスのところ、下線を引かせていただきましたけれども、特に高齢者世帯全体の貧困率というのは先ほど申し上げました27.0%ということで、以前まとめた2009年度の調査と比較すると2.3ポイント増加しているという状況です。この間、貧困世帯は156万世帯以上増えて653万世帯に、そして人数で見れば1.3倍になっているということで書かれておりますが、この統計資料がやや古い状況ではありますけれども、統計の間隔との関係でいきますとこれが一番新しい資料となっておりますので、御了解いただきたいと思います。この貧困世帯が上昇しているという経過の中では、やはり一番の問題は、公的年金の給付額が低下しているためだと御指摘をいただいております。そして具体的には、2014年度は年間161万8,000円で、2009年に比べて14万円減ったということが述べられております。そして同じように2ページ目のところでは、全国の社会保険団体連合会のところの資料として挙げさせていただきましたけれども、現在、全国で約123万世帯が医者に掛かれず、約160万世帯が歯科医に掛かれていないということが発表されております。ここに書かれております国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、下のところの3行飛ばして「さらに」というところですが、
「高齢者世帯（夫婦とも高齢者）の41.9%が医療費・介護費の支出の負担が『とても重い』『やや重い』と回答」されているという状況です。これは2017年の統計によるものです。その理由としましては、先ほどの唐鎌教授と同じように、やはり年金が下がって家計収入が悪化していることが大きな原因の一つであるというふうに述べられております。具体的には、「高齢者無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の収入は、昨年2017年で約20.9万円（うち年金収入は19.2万円）、支出は26.4万円で家計収支は約5.5万円の不足となっている」ということで

す。この5.5万円の不足を補うためには、やはり貯蓄がないと生活ができないというようなことですが、その貯蓄もかなり底をつく状況が目の前に迫っているという説明も、その下でされております。「ちなみに」というところからでは、2000年頃と比較してのデータが載っておりますけれども、「2000年頃の同じ高齢夫婦無職世帯では、年金収入分は約22.9万円で、年金収入は今より多く、家計収支は約0.9万円の不足」という状況でした。ですから今ほど貯金に頼る生活ではありませんでした。ですから、明らかに高齢者の家計収支は悪化しているという状況になります。このグラフを御覧いただいても分かると思います。こうした状況の中で、3ページ目を御覧いただいて、実は昨年、採択いただいた意見書のところに使っていた資料としては4ページの資料になっております。これは昨年、御説明に使わせていただいた資料です。これは、鹿児島県の保険協会が取ったアンケートのまとめになります。4ページのところから先に説明をさせていただきますと、鹿児島県の状況がつぶさに出てまいります。左側の円グラフの一番下、「今検討されている75歳以上の患者窓口負担の2割への引き上げについて、患者の受診に影響があると思いますか」とお聴きしたところ、76%の方々が影響があると答えていらっしゃいます。このような状況を受けて、昨年、意見書を採択していただいたという結果です。同じように3ページのところは、同じアンケートになっておりますが、これは全国で取り組まれた同じアンケートの結果です。見ていただきますと、上の円グラフのところでは、75歳以上の2割化の影響はあるかないかというところでお聞きしたところ、受診抑制につながるということが73%というふうに、全国の統計ではなっておりますけれども、鹿児島はそれよりも更に3%多いというところでは、より全国平均よりも鹿児島のほうが深刻な状況を迎えているのではないかとと思われるところです。そして最後になりますけれども、5ページ目です。御存じのように、今、社会保障としての年金につきましては、年金額が年を追うごとに下げられてきているというのは周知の事実でありまして、その分生活が大変になっているということでありまして、5ページ目は新聞の切り抜きになりますが、先日12月8日に南日本新聞から出されたところですが、75歳以上の医療保険料額が低所得者の軽減圧縮と書かれておりますけれども、私どもが出した意見書は、窓口負担の引上げをやめてほしいということでしたが、この記事は更に保険料も上げていこうという中身になっております。具体的には、これまで75歳以上が加入する後期高齢者医療制度について低所得者を対象に保険料を最大9割削減している特例措置が設けられておりますけれども、この特例措置を外すという議論が始められているということの記事として取り上げております。そして下の四角に書かれた中の2段目のところ、「例えば」ということで書いてあります。もし仮に特例措置が廃止されますと、例えば年金収入が年80万円の人の場合、定額部分は、現在9割削減されて月380円ですが、これが3倍化しまして1,140円になるという形になります。これは収入によって金額は変わってまいりますので、負担額としては個々違ってまいりますけれども、そういう意味では今の1割から保険料も3割に上がってしまうという状況等も併せて考えてみるならば、非常に高齢者の方々の負担というのは二重にも三重にも膨れ上がってしまうのではないかとこの危惧を感じております。しかも、この保険料の引上げにつきましては、来年の10月、つまり消費税が10%に引き上がるという計画に連動した形で議論が進んでいるようです。ですからそういう意味では、今回の陳情は窓口負担の2割化をやめてほしいという陳情ですので、ぜひ併せて御理

解いただいて採択を頂けたらというふうに思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

昨年の2月に保険医協会から出された内容とほぼ同じだろうというふうに認識いたしております。その中で2ページの、年金が下がり家計収支が悪化している高齢者世帯という表記があるわけですが、これが2017年度と2000年度と比較した場合に、2万円ほど、これは平均値です。それ以上であろうという認識をするわけですが、ほとんどが社会保険、いわゆる厚生年金の世帯なのかなという気もするんですが、国民年金の場合ですと、年間77万9,300円が年金受給額です。満額受け取った場合ですね。20歳から納めて60歳まで40年間納めて、その受給金額が最大77万9,300円ということになっているわけですが、それを考えるとまだまだ負担額というのは大きくなるというふうに私は認識をしているんですが、そういう認識でよろしいのか確認をさせていただきたいと思います。

○陳情者（平良行雄君）

前川原委員からの御指摘ありましたとおり、私自身としても会のメンバーとしても、これからもまだまだ負担が大きくなっていくと考えております。と申しますのも、これまでの社会保障等につきましては、自然増に当たるところ、つまりこれから先、団塊世代を迎えるという状況の中で、国家予算が削られていくという状況等も一方ではありまして、ですから改善するどころか、むしろ悪くなっていく方向に進んでいくのではないかという危惧は相当あります。ですからこのような形で意見を挙げていただくことがそのことをきちんと国民生活を国としても受け止めていただく一つの手段ではないかと思っ陳情させていただいている次第です。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、75歳以上の場合というよりも全年齢層に共通していることですが、現役世代というか働いている人たちは給料が入って所得があって何とかできると思うんですが、年金しかない高齢者にとって、年金はマクロスライド方式で、景気が良くなっても物価が上がろうが下がろうが年金だけは下がっていくということが、これは四、五年前からそういう決定を政府がしているわけですが、そうなりますと、年齢を追うということは体が弱くなる、体が弱くなれば病気になりやすくなる、病気になりやすいということは病院に掛からなければならなくなる。その上負担がどんどん上がっていき、保険料が上がっていけば自分で自立できない、自分で病院代をも工面ができなくなる。私はひとつの社会問題として捉えていくべきだというように認識しているつもりですが、そういう認識でよろしいのかどうか、お聞きしておきます。

○陳情者（平良行雄君）

私は医療機関で長年働いておりまして、現場のことに際してもいろいろと経験を持っているところですが、今、現場でも問題になっているのは、高過ぎる国民健康保険税が払えずに保険証がもらえなくて病院に掛かれないという方々、あるいは短期保険証の発行で何とかつないでいるという方々が確実に増えているという事実です。そういう状況が現場ではありまして、今、前川原委員から御指摘ありましたように、特に国民健康保険税につきましては、今でも高いとい

う状況の中でこのような現場での状況が生まれているのではないかと危惧しているところですが、ですから後期高齢者医療だけにかかわらず、特に国民健康保険に加入されている方々の健康被害というのが非常に心配されるところで、今年から鹿児島県が国民健康保険税を管理する立場になりまして、県から各自治体に来年の国民健康保険税をどうするかという、おそらくその資料を提示し議論に入っていらっしゃるところではないかと思いますが、確実に多くの自治体が引き上がることになるだろうと言われております。そういう意味では、今以上に後期高齢者のところもそうですが、国民健康保険に加入されている皆様方の健康被害、あるいは病院に本当に掛かれないという方々が拡大してしまうということが非常に危惧されることです。ですから今回の陳情につきましてはそういうところも含めましての思いということで、ぜひ受け止めていただければ有難い次第です。よろしくお願いいたします

○委員（仮屋国治君）

今回の陳情、今、説明など受けていますと、中身からしますと、年金受給額を減らすなどというのも一つの方向性だと思うんですね。それから2割化に反対してくれというのが本筋だと思いますけれども、もう一つ言えば、消費税増税に合わせて低所得者の対策を国が考えていますよね、ここを厚くせよというのも一つ陳情の趣旨にもなり得るものかと思うんですけれども、その中でも特にこの後期高齢者の分の2割化を反対する陳情にまとめられた背景と言いますか、その辺の絡みというのはどのように理解をなさっていらっしゃいますか。

○陳情者（平良行雄君）

御質問ありがとうございます。仮屋委員から御指摘がありましたとおり、いくつもの問題が折り重なっているのが事実です。そういう中で、窓口負担のところでは高齢者に限らずですけれども若い子育ての方々も、どうしても財布の中身と相談しながら病院に掛かるか否かという葛藤に見舞われる中で、日々、年金受給の方々には失礼な話ですが、やはり手持ちで使えるお金というのが限られている状況にあるというところでは、手持ちのお金そのものと相談しながら受診することですね。確か保険料などにつきましては天引きという形になっているかと思っておりますので、實際上、手元にある現金と相談しながら受診しなければならないというのは、むしろ現実的な問題として抑制の度合いが違ってくるのではないかという思いも一つはございます。陳情というものにつきましては、もちろんたくさんのもを一遍にという形ではできないという選択もございまして、まずは今、審議が始まったという段階のこの2割負担というところを優先して考えていきたいと思った次第です。

○委員（宮田竜二君）

この陳情でいきますと75歳以上の後期高齢者の方につきましては原則2割化を反対したいということなんですけれども、75歳の方以上の方でもいろいろいらっしゃいますよね。高額所得者の方もいらっしゃいますけれども、その方も含めて今のまま1割にすべきだと捉えてしまうんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○陳情者（平良行雄君）

御指摘いただいた点については、私どもとしては今回の陳情におきましては議論は致しておりません。御指摘のように、やはり払える方々にはきちんと払ってほしいという趣旨は応能負担と

いう趣旨からしてそのような思いは持っております。ただ今回のこの陳情につきましてはそのまま議論しておりませんので、文章としては入れていないところです。

○委員（宮田竜二君）

文章としては挙げていないということなんですけれども、お考えとしてはどのようなお考えをされているのかというのを教えていただけますか。

○陳情者（平良行雄君）

私どもとしましては先ほど申しあげましたように、応能負担、つまり払える方々はきちんと払っていただきたいという趣旨でこれまでもずっと取り組んでおります。ですから特に低所得者の方々の負担が大きいというところもございまして、もし今後いろいろとそういうところの御指摘がある場合にはきちんと応能負担の原則に基づいて払える方々からは払っていただきたいという趣旨で一応我々としては考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これ陳情第5号の陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の皆様、ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時30分」

「再開 午後 1時34分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

陳情第5号、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情につきまして、後期高齢者医療制度の概況を説明申し上げます。まず、後期高齢者医療制度は、従来の医療制度で指摘されていた、現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として、平成20年度より開始されました。費用負担については、公費が5割、現役世代からの支援金が4割、後期高齢者からの保険料が1割で賄われるため、現役世代と高齢者の負担割合は明確になったところです。一方で、保険料・患者負担・公費負担の組み合わせ、世代間・世代内の負担の公平の確保、医療費の伸びの適正化等の課題も生じてきていることから、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議における議論を踏まえて平成25年8月にとりまとめられた報告書において、現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当であるとされました。これを受けて平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第4条に基づき、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえて、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討が行われているところです。さらに、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において「団塊の世代が

後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。」とされ、後期高齢者の窓口負担について厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で協議が進められています。本市と致しましては、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、社会保障審議会医療保険部会の協議の動向や、国等の状況に注視しながら対応していきたいと考えております。以上、後期高齢者医療制度の概況を説明しましたが、詳細につきましては、担当課長等が説明をしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（末原トシ子君）

本市の後期高齢者医療の現状につきまして、説明申し上げます。資料を御覧ください。まず、本市の後期高齢者医療の被保険者数につきましては、年度末の人数で、平成27年度は1万6,928人、平成28年度は1万7,006人、平成29年度は1万6,951人となっております、ほぼ横ばいの傾向にあります。次に、医療費につきまして、平成27年度は霧島市全体で約188億1,343万円、1人当たり111万7,519円です。平成28年度は霧島市全体で約192億3,442万円、1人当たり113万2,970円です。平成29年度は霧島市全体で約195億2,680万円、1人当たり114万7,623円です。医療費の伸びにつきましては、1.5%の伸びとなっております。次に、市町村定率負担につきましては、公費等負担対象額の8%を市町村で負担するものですが、平成27年度は約14億2,197万円、平成28年度は約14億5,484万円、平成29年度は約14億7,752万円と約1.6%の伸びとなっております。次に、後期高齢者の保険料徴収額につきましては、平成27年度が約7億6,886万円、平成28年度が約8億1,948万円、平成29年度が約8億5,548万円となっております。次に、後期高齢者医療制度における窓口での自己負担割合につきましては、現役並み所得者が3割負担で、それ以外の住民税の一般課税世帯の方及び非課税世帯の方については、1割負担となっております。次に、被保険者の負担割合につきましては、平成29年度の年度末で、3割負担が553人で3.3%、1割負担が1万6,398人で96.7%となっております。1割負担のうち一般課税者が6,171人で37.6%、低所得者Ⅱが5,869人で35.8%、低所得者Ⅰが4,358人で26.6%となっております。現状と致しましては、被保険者のほとんどが窓口負担は1割となっているところです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

公費の5割の内訳はどうなっていますか。

○保険年金課主幹（松元政和君）

公費負担の5割の割合と致しましては、国が4、県と市が1、1となっております。約5割の国が三分の二、県と市が六分の一ずつとなっております。

○委員（仮屋国治君）

その六分の一が平成29年度で14億7,700万円という理解でよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

ただいまの御質問で、平成29年度が14億円というのは、これは被保険者の方々が病院で掛から

れた医療費とか、こちらからお返しした療養費と言われる補装具などに使われた分に対して霧島市が払う分なので、それとはまた別なものになります。普通、国民健康保険とかであれば保険者である霧島市が払うんですけど、医療費とかを病院に払うのは広域連合が払うので、その霧島市の市民が使われた医療費の8%が14億円ということになりますので、これとはまた別なものになります。[23ページに訂正発言あり]

○委員（仮屋国治君）

よく予算に後期高齢者負担金というのが出てきますけれども、それがこれではなくてそちらのほうがこの公費の分という理解でよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

勘違いをしておりました。先ほど私が申し上げました14億円というのは、医療費ではなくて、この公費部分になるということでございます。後期高齢者医療制度で一般会計と特別会計があるものですから、一般会計のほうで医療費に対する負担分はお支払いをしております。今申し上げましたこの平成29年度で約14億7,700万円という部分は公費分がいいということでした。訂正してお詫び申し上げます。

○委員（仮屋国治君）

現在の1割を2割に上げるというのが予想されるわけですがけれども、そのとき上がる1割というのはどこを減らしていくんでしょうか。

○保険年金課主幹（松元政和君）

現在、病院に掛かった場合、自己負担で1割を負担してその残り分に対してその公費が5割、現役世代からの4割、保険料が1割という形になっているんですけど、自己負担が2割になった場合はその2割を除いた部分に対して、またそこで公費負担等が出てくるかと思えます。そこ負担分の部分が1割と2割と下がってくるのかと思えます。[23ページに訂正発言あり]

「休 憩 午後 1時45分」

「再 開 午後 1時48分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課主幹（松元政和君）

その1割から2割に負担分が減ったところに関しましては、今のところこの部分が減るといった情報は特に入っていないところでございます。

○委員（池田 守君）

本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において協議が進められているということで、まだ途中だと思うんですけども、先ほどの陳情者の話では、現行の1割から2割に引き上げられるということだったんですが、いきなりそういうことになりそうなんですか。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

国の動きについての御質問だと思います。今委員が言われた2018の話ですが、いわゆる骨太の

方針です。骨太の方針の中でこのような表現になっていると。骨太の方針が6月に定まって国の予算編成としましては2019年予算について、2018の骨太の方針に基づいて大まかなフレームができていくというような流れになっていきます。現在、国の動きとしましては、今、予算編成真最中で、だんだん佳境に入っていく状況にあると報道されております。その中で、財務省の審議会のほうで、今言われている75歳以上の方についての1割負担を2割に上げるべきではないかと、今後の社会保障のことを考えた時にそうすべきではないかということ、財務大臣の諮問機関がそういうことを出しまして、それが2019年予算の編成に当たっての懸案事項ということで出されております。その内容が今申し上げた内容です。部長の最後のほうで申し上げたのは、これは厚生労働省側の審議の中でそういうことを今いろいろ審議している最中です。現在、予算編成に向けての最中ですので私どもも詳細な情報についてはまだ分からない状況ですので、したがって、国の動向等を注視してまいりたいということまでしか申し上げられないという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

部長がおっしゃるように、2018の基本方針はまだ今年の6月に議論が始まって、今後詰めていくということになっていくんですけれど、最終的には今の負担割合をまた変えて、1割であるものが現役並みになると3割とかそれなりの負担を求めていくということになると、この新聞にもありますけれども、政治の力学など様々なものが作用していくことになりませんが、いずれにしても負担割合がどうなるともいわずに受益を受ける部分の負担というのは上がっていくんだという、そういうことになるのではないですか。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

まず、経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針の2018です。これは6月に決定になっております。その中で、この後期高齢者の窓口負担の在り方について、表現がなされているのは、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」と。これが骨太の方針の中で掲げている表現です。6月の段階でこのように表現して、これをもとに国のほうで、直近で言うと来年の予算編成に当たってどのように編成してきますかということ、をずっとされてきていて、国の予算編成のスケジュールを申し上げますと、確か8月内に概算要求を締め切って、概算要求で各省庁から挙がってきた予算について取りまとめをして、今、予算編成の最中だと思います。その中で医療保険の関係で後期高齢者の関係について、厚生労働省の予算になりますので、その関係で財務省は財務省として自分のところの審議会で色々検討した結果を出してきて、先ほど申し上げたような大まかな表現で、そういう表現。一方、厚生労働省の中での審議会では今部会の中で検討している状況です。だから今後の動きについて一市町村がどうこうと言うのは、誠に申し訳ないんですが言えない。ましてや後期高齢者医療制度というのは、広域連合が保険者ですので、ある意味、市とはまた違うところが保険者ですので、その中で運営されていることですので、その広域連合に対して各市町村は、先ほど仮屋議員からございました公費負担の5割の中の国が4、県が1、市町村が1、その1を負担しているという制度でございますので、この場で今後どうなるかというのは、ちょっと申し上げられない状況でございます。御理解のほうよろしく願いいたします。

○委員（前川原正人君）

制度的な部分について、市町村がどうこうというのは、それは分かりますが、ただし、高齢化が進んでいくというのは、紛れもない事実なんですよね。ですからお聴きをしたいのは、これは被保険者数が年度毎に平成27、28、29年ということで、ほぼ横ばいということで示されているんですが、先々の想定、例えば3年、4年、5年後の想定というのをどれぐらいで見ているのかをお聴きをしておきたいと思います。

○保険年金課長（末原トシ子君）

いわゆる団塊の世代と言われる昭和22年から昭和24年生まれの方が、後期高齢者医療制度に入ってくるのが、2022年からになります。その団塊の世代と言われる3か年の方が後期高齢に入られた時のことを2025年問題というような表現で今なされているところです。この3か年の人数について、はっきりと把握をしているわけではございませんが、この3年間はやはり人口が多い世代でございます。平成31年度で2022年を見ました時に、昭和22年4月1日から昭和23年の3月31日生まれの方が1,791人、昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までの御生まれの方が1,917人、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日生まれの方が1,942人となっていますので、その次の年代になられる昭和26年、昭和27年、昭和28年のこの辺までは1,800人とか1,700人ぐらいの推移でございますので、この3年間が確かに多いと言えれば多いかなと思います。それぐらいしかデータを持ち合せておりません。

○委員外議員（植山利博君）

先ほど頂いた資料の中で、被保険者数は、平成27年、28年、29年と横ばいと。平成29年は若干少なくなっています。しかし、その4段下の保険料徴収額というのは、着実に増加傾向にあるようなんですが、このことはどのように分析されておりますか。

○保険年金課主幹（松元政和君）

保険料徴収額の増につきましては、平成28年度に広域連合のほうで2年に1回の保険料の見直しがございます、その時平成28年度に所得割額のほうが上がった関係で、国の軽減特例の見直し等がございます、平成29年に所得割の軽減の割合が5割から2割に下がっており、また、被扶養者軽減のほうが、平成29年度に9割から7割に下がって、国のほうが見直しを行っており、その関係で保険料のほうが増しているというふうに分かっています。

○委員外議員（植山利博君）

つまり所得の高い方について負担増をお願いした経緯があると、そのことがこの増に反映しているという理解でよろしいんですか。もう一回、質問の仕方を変えます。所得割の課税率が変化をしたと。そこは所得の高い方に負担を頂くような方向性があったのではないですかということをお聴いているんですけど。

○保険年金課主幹（松元政和君）

その見直しの関係につきましては、所得割等の見直しがございますので、その分の保険料の増額にはなっているかとは思いますが、その年々の所得の状況とかで増減がありますので、見直し等による部分が一部分はあったのではないかと思います。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今の説明にちょっと補足でございますけれど、後期高齢者の保険料は、平成28年から2年に一度ずつ改正になります。平成28年と29年は均等割額が5万1,500円、所得割率が9.97%です。平成26年と27年度は、均等割額は同じく5万1,500円で、所得割率が9.32%ですので、約0.65%上がっている関係も影響しているのかなと思います。

○委員外議員（植山利博君）

今後まだ細かい方針は分からないということですが、要するに今1割負担を頂いている方が、全て1割になるのか、あるいはその部分も若干所得の段階によって変化が出るのか、その辺も議論があるやに聞いておりますけれども、その辺はある程度つかんでおられませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

現在、病院受診をなさる際に1割の方と3割の方がいらっしゃいます。今のところ1割の方を2割というようなので進んでいるようですが、1割の方が軽減といいますか、そういう変化があるのかというのは、ちょっと私どものほうではまだ分かっていないところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

先ほど陳情者から昨年の2月に出た陳情、これに同じような陳情が当議会で採択をされて、意見書が出されたという趣旨の発言があったんですけど、ちょっと私は記憶が定かでないものですから、今回と同じような陳情というのがピンとこないんですけども、執行部のほうでは分かりますか。もし分かっていたらお示しいただきたいと思います。

○保険年金課長（末原トシ子君）

平成28年12月に委員会がございまして、そのときに高額療養費と後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書という陳情第4号というものが出ております。この時は、高額療養費の自己負担額と後期高齢者の窓口負担の負担割合の引上げについて、1割から2割に引き上げられているというのをやめてほしいという。陳情者は、平成28年9月2日に議会事務局のほうに提出されております。鹿児島県保険医協会様からの分になります。それで、その後12月に委員会がございまして、その後採択されてといいますか、意見書を出されるという経緯になっているようになっております。そのときの内容としましては、窓口負担の引上げを、この時は基本方針の2016年の中に盛り込まれたことについて、高齢者の方の窓口負担の見直しについて現行制度の継続を求めるように意見書を出していただけるようお願いいたします、ということが記載してございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時07分」

「再 開 午後 2時25分」

△ 自由討議

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。自由討議は、会次第の順に進めてまいります。

△ 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）

○委員長（平原志保君）

まず、議案第105号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第107号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第108号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第109号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第110号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第110号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第111号 指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第111号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市
隼人総合福祉センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第106号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 議案第112号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市
横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第112号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、次に進みます。

△ 陳情第5号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないので、以上で自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行い、陳情は最後に行います。

△ 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）

○委員長（平原志保君）

まず、議案第105号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺崎森地区公民館）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第105号については、原案のとおり可決すべきものと決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第108号、指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第108号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）

○委員長（平原志保君）

まず、議案第109号、指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第110号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第110号、指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第111号 指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第111号、指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します、議案第111号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第112号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します、議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第5号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情について、討論に入ります前に、この審査を、採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

採決をお願いします。

○委員長（平原志保君）

今、採決という御意見が出ましたけれども、継続の御意見はございませんか。

○委員（池田 守君）

今日審査したわけですけれども、応能負担の割合とか引上げ等に関する具体的なものはまだ示されていないということで、今ここで判断するのは非常に悩ましいと私自身が思いますので、一度継続にさせていただいたらいいかと思えます。

○委員長（平原志保君）

では採決と継続の御意見が出ましたので、起立によって決定したいと思います。それでは今回採決をしてよいというかたは御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数で、採決とします。今回の陳情は、意見書提出の要請ですので、仮に採択すべきものと決定した場合は議員提案として意見書を提出することになりますが、意見書を提出するまではないということであれば趣旨採択の採決をとる形も考えられます。その辺りの御意見はないでしょうか。趣旨採択ではなく、採択となれば意見書を提出することによってよろしいですね。では通常の採決とします。では、陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会では、何も示されていないということから、はっきり決まっていなかった中でコメントは時期尚早であるということから、不採択にすべきと判断いたします。

○委員（前川原正人君）

陳情第5号につきましては採択すべきだという立場から討論に参加いたします。審査の中でも明らかになったわけですが、昨年の当委員会の中で、メンバーは違うんですが、当時の陳情第4号が出されて、このときには、『高額医療費』『後期高齢者の窓口負担』の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書』ということで、全会一致で採択いたしております。しかし今回の陳情第5号を見てみましても、文言が75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情ですので、言い換えれば、現行制度をしっかりと継続していただきたいということと、文言は違いますが内容的には全く同じだと思います。そして、賛成する大きな理由と致しまして、後期高齢者医療保険制度というのは、年齢で区切って、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲っているという差別と負担増を押し付けるものということが言えると思います。2008年に制度導入されてきてから4回にわたって保険料の値上げが実施されました。そしてそのことが高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっていることは審査の中でも明らかになったと思います。後期高齢者医療の導入当時に、厚生労働省の担当官が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者にも感じていただきたいとこういう制度を作ったと講演をして大問題となりました。高齢者に際限のない保険料を押し付けて、負担をがまんするか受ける医療を制限するのかの二者選択を迫るような制度は、高齢者に大変大きな負担を掛けるものだということであり、高齢者が本来、国保や健保に加入したまま現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるような老人保険制度に戻すことが求められていることも明らかであります。保険料の際限ない値上げや別枠の差別医療はなくすべきであり、今回の陳情第5号については採択をして、市民の暮らしと老後を守るという意思表示を本委員会もすべきだということを述べまして、採択の立場で討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第5号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、陳情第5号は採択すべきものと決定しました。

ただいま採択すべきものと決まりました陳情第5号については、会議規則第14条第2項の規定により、議員提案として、文教厚生常任委員長名で意見書を提出することになります。意見書の内容についてはどのように致しましょうか。御意見をお願いいたします。

○委員（仮屋国治君）

言い回しが平成28年度の方がスマートかなと私は思います。現行の窓口負担の継続を求めるといふ言い回しのほうがベターかなと思います。

○委員長（平原志保君）

今、仮屋委員から言い回しの部分なんです。平成28年のときの言い回しのほうがスマートだということで、そちらのほうを使ったほうがよいという御意見がありましたが、軽微な調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[委員長一任と言う声あり]

それではそのように致します。提出先については、意見書（案）では、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣となっておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。衆議院議長、参議院議長も付け加えるというのが出ましたが、それでよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

では、そのように致します。本会議での趣旨説明は委員長で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

意見書を議員提案として提出しますので、この陳情に関する委員長報告はありませんので、御了承ください。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

ただいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、お諮りします。委員長報告については、今の御意見を踏まえ、委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのように致します。以上で、本委員会に付託された事件についての審査を終わります。閉会中の所管事務調査ですが、先ほどありましたように今回はなしということになりました。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の日程は、全て終了しました、したがって文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時43分」

=====

「開 会 午後 2時48分」

○委員長（平原志保君）

委員会を開会いたします。陳情第5号について、採択することとなりましたが、全会一致ではなかったもので、いつもですと議員提案として委員長名で出すんですが、この部分は今回採択すべきとした方々のお名前を出すこととなりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

提案理由を述べていただくことになるんですけども、それはどういたしましょうか。

〔「委員長で」と言う声あり〕

では私のほうで提案理由をさせていただきます。

「休 憩 午後 2時51分」

「再 開 午後 2時53分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは意見書の文章の確認ですけれども、意見書は頂いている（案）をベースにしまして、前回の「現行制度の継続を求める」という言葉を参考に、今回「原則1割負担の継続」と書いてありますが、その言葉を変更させていただくという事で思っております。以上で終わります。

「閉 会 午後 2時55分」

平成30年12月17日分にて署名

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成30年12月17日（月）午前8時57分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。
委員 長 平原志保君 副委員 長 宮田竜二君
委員 山口仁美君 委員 鈴木てるみ君
委員 徳田修和君 委員 仮屋国治君
委員 池田守君 委員 前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。
なし
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書 記 郡山愛君
- 8 本委員会の事件は次のとおりである。
陳情第5号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時57分」

△ 陳情第5号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する陳情

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、陳情第5号に関する意見書を議員提案する手続き方法について、再度、協議いたします。前回の委員会の協議では、議員提案の提出方法については、「①議員提案の提出者は、賛成者4名の連名とすること。」「②趣旨説明は委員長が行うこと。」という内容で終了いたしました。今回の意見書提出は、本委員会が採決をもって決した事項であり、委員会として提出することが妥当であることから、「①会議規則第14条第2項の規定により、議員提案の提出者は文教厚生常任委員長名とすること。」「②趣旨説明は委員長が行うこと。」としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。ではそのようにいたします。以上で、本日の委員会を閉会いたしま

す。

「閉 会 午前 8時59分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保